

早島町同窓会等開催支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、同世代の若者の交流を推進し、同窓会又は出会いイベントに要する費用の一部を、予算の範囲内で補助することで、「結婚への関心」の向上及び「出会いの機会」の創出により、本町への定住促進等を後押しすることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 町内に事業所を有する法人又は事業を営む個人
- (2) 町内に居住し、又は勤務する者を中心に組織されている任意団体

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が実施する次の事業とする。

(1) 同窓会

次に掲げる要件を全て満たすもの

- ア 早島小学校又は早島中学校に在籍した者同士が集まるものであり、同学年や同じクラスを単位としたものであること。
- イ 参加者の年齢が満18歳から満35歳に達する年度の末日までに開催されるものであること。
- ウ 参加者が10人以上で開催されるものであること。
- エ 町が別途指定するアンケートへの回答、パンフレット等の配布、情報発信等に協力すること。

(2) 出会いイベント

次に掲げる要件を全て満たすもの

- ア 20歳から39歳までの独身男女が各5名以上参加者に含まれること。
- イ 結婚を希望する独身者に対する健全な出会いの場の提供を目的として実施されるものであること。

ウ 参加者を公募するなど、特定の者のために開催されるものでないこと。

エ 町が別途指定するアンケートへの回答、パンフレット等の配布、情報発信等に協力すること。

2 補助対象事業が次の各号の一に該当するときは、補助金を交付しないものとする。

- (1) 国、地方公共団体、関係機関等から他の補助金等の交付を受けているもの又は受ける予定となっているもの
- (2) 特定の候補者、政治団体、宗教団体等の活動又は宣伝その他社会通念上公金で補助することがふさわしくないもの
- (3) その他町長が補助の対象としないことが適当であると認めるもの
(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 印刷製本費
- (2) 会場使用料及び食糧費
- (3) 報償費
- (4) 旅費
- (5) その他需用費（消耗品及び燃料費）
- (6) 役務費（通信運搬費、広告費、各種手数料、ボランティア保険料）
- (7) 委託料
- (8) その他使用料及び賃借料
- (9) 原材料費
- (10) その他町長が必要と認める経費
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、町内に住所を有する参加者の数に3,000円を乗じて得た額とし、60,000円を上限とする。

2 補助対象経費の合計から参加費等の収入を減じた額（以下「実質負担額」と

いう。)が補助金の額を下回る場合は、補助金の額は実質負担額とする。

3 同一の同窓会に対する補助金の交付は、年度内1回を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「交付申請者」という。)は、事業開始日の14日前までに、早島町同窓会等開催支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 参加予定者の氏名、住所及び年齢を記載した名簿
- (2) 収支予算書
- (3) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による補助金交付の申請があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、早島町同窓会等開催支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知する。

2 町長は、前項の場合において、補助対象事業を適正に行うために必要と認めるときは、条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第8条 交付申請者が、前条の規定による通知を受領した場合において、当該申請に係る補助金の交付決定の内容に不服があるときは、交付の決定を受けた日から起算して30日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

(変更承認申請等)

第9条 交付申請者は、補助事業の内容、補助事業に要する経費その他申請に係る事項の変更又は補助事業の中止若しくは廃止をしようとするときは、早島町同窓会等開催支援事業補助金交付変更承認申請書(様式第3号)を町長に提出して、あらかじめ承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による提出があった場合において、その内容を審査し、
適当であると認めたときは、変更を承認し、早島町同窓会等開催支援事業補助
金交付変更承認通知書（様式第4号）により通知する。

（実績報告）

第10条 交付申請者は、補助事業が完了したときは、事業完了後30日以内又は
補助金の交付決定のあった年度の2月28日のいずれか早い日までに、早島町同
窓会等開催支援事業補助金実績報告書（様式第5号）に次の各号に掲げる書類
を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 参加者の氏名、住所及び年齢を記載した名簿
- (2) 収支決算書
- (3) 補助対象経費を支払ったことを証する書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 町長は、前条の規定による実績報告書等を受理した場合において、そ
の内容を審査し、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定
し、早島町同窓会等開催支援事業補助金交付額確定通知書（様式第6号）によ
り交付申請者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第12条 町長は、前条の規定による補助金の額の確定後、交付申請者から提出
される早島町同窓会等開催支援事業補助金請求書（様式第7号）により補助金
を支払うものとする。

（補助金の返還）

第13条 町長は、交付申請者が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付
決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その
全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 補助金の交付の目的に反して補助金を使用したとき。
- (2) 虚偽の方法によって補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(3) その他この要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

様式第2号（第7条関係）

様式第3号（第9条関係）

様式第4号（第9条関係）

様式第5号（第10条関係）

様式第6号（第11条関係）

様式第7号（第12条関係）